

山梨県公報

第二千七百五十三号

平成二十九年

十二月十四日

木曜日

目次

| | |
|--|-----|
| ○ 告示 | 七六七 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 | 七六七 |
| ○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 | 七六七 |
| ○ 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正 | 七六七 |
| ○ 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正 | 七六八 |
| ○ 道路区域変更 | 七六八 |
| ○ 道路の供用開始(二件) | 七六八 |
| ○ 建築基準法に基づく道路位置指定 | 七六八 |
| 公 告 | 七六九 |
| ○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請 | 七六九 |
| ○ 家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催 | 七六九 |
| ○ 換地処分の実施 | 七六九 |
| 公安委員会 | 七六九 |
| ○ 技能検定員等審査の実施 | 七六九 |

告示

山梨県告示第三百七十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一及び二千四十一番四の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 トリクロロエチレン
- 三 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三百七十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質を変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

- 一 指定する区域 甲斐市中下条字東河原二千四十一番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

山梨県告示第三百八十号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

(次の図)は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。
(経過措置)

この告示の施行の際限に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含む)であつて、この告示による改正後の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値未満となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第三百八十一号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

〔次の図〕は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。
（経過措置）

この告示の施行の際限に設置されている特定工場等（設置の工事をしていないものを含む）であつて、この告示による改正後の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値未満となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

| 区 | 間 | |
|--|----------------|---|
| | 旧 | 新 |
| 甲府市小曲町字下五割一〇二九番四一地先から甲府市小曲町字下五割一〇二九番一一地先 | 八六・一（ 一一七・二 | 敷地の幅員 （メートル） 延 長 （メートル） 八八・三 |

まで

新 六三・三（
一二七・二

八八・三

山梨県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 （メートル） | 供用開始の 期日 |
|-------|-------|--|---|--------------|--------------|
| 一般国道 | 百三十九号 | 北都留郡小菅村字川久保四七四 一番一地从先から 北都留郡小菅村字川久保四七〇 四番一地从先まで | | 五四・四 | 平成二十九年十二月十八日 |

山梨県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年一月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 延長 （メートル） | 供用開始の 期日 |
|-------|---------|--|---|--------------|--------------|
| 県道 | 上野原丹波山線 | 北都留郡小菅村字川久保四七四 一番一地从先から 北都留郡小菅村字川久保四六九 六番八地从先まで | | 六三・四 | 平成二十九年十二月十八日 |

山梨県告示第三百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事

務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日 平成二十九年十一月三十日

二 指定道路の位置 南都留郡富士河口湖町船津字上八本木二千七百六十三番一

三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル

四 指定道路の延長 三十六・九メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十九年十二月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人バスケットボールスターズ

2 代表者の氏名 澤田昌宏

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町勝沼三番地二

4 定款に記載された目的 この法人は、バスケットボールの振興を通して、青少年の情操教育と健全育成を図り、またバスケットボールの普及促進を通してスポーツ文化の定着を促すことで二十一世紀の社会づくりに貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十九年十二月七日から平成三十年一月七日まで

● 家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催

家畜改良増殖法（平成二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

一 対象家畜 牛

二 開催期間及び場所

1 開催期間 平成三十年二月五日（月）から同月二十二日（木）まで（山梨県の休日を含める）

2 開催場所 北杜市長坂町長坂上条六百二十一番地二 山梨県畜産酪農技術センター長坂支所

三 定員 十五名程度

四 受講資格 牛の家畜人工授精師の免許を有する者

五 受講手続 受講希望者は、家畜体内受精卵移植に関する講習会受講申請書を提出すること。ただし、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二十四条の二の規定により講習の免除を受けようとする者は、学科目取得証明書を併せて提出すること。

六 受講申請書受付期間 この公告の日から平成三十年一月十五日（月）までの山梨県の休日を含める日を除く日（午前九時から午後五時まで。ただし、郵送で提出する場合は、同日までの消印のあるものは有効とする）。

七 受講申請書の提出先 甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県農政部畜産課

八 その他

1 講習会用テキストが必要な者は、申請時に申し込むこと。テキストは、講習会の当日に、会場で実費配付する。

2 詳細については、山梨県農政部畜産課（電話〇五五―二三三―一六〇七）に問い合わせること。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（落合・湯沢地区湯沢二工区）の換地処分を平成二十九年十一月二十日実施した。

平成二十九年十二月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

公安委員会

● 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能

検定員審査」という。)及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十四日

山梨県公安委員会

委員長 尾 方 恵

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 平成三十年一月十六日(火)、一月十七日(水)、一月十八日(木)及び一月十九日(金)の午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 平成三十年一月四日(木)から同月十一日(木)まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千百円

(二) 普通自動車免許 一万九千六百五十円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千五百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二万七千七百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万四千六百円

(二) 普通自動車免許 一万千八百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千四百円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千七百五十円
なお、山梨県収入証紙により納付すること。
六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五(二八五)〇五三三内線五九二)に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証を提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当者であることを証明するものを添付し、申請すること。